

改正

平成3年12月1日伺定
平成4年12月1日伺定
平成7年11月30日伺定
平成9年7月1日伺定
平成10年4月1日告示第91号
平成11年7月1日伺定
平成13年6月29日伺定
平成14年6月27日伺定
平成15年7月1日伺定
平成19年6月25日伺定
平成20年6月25日伺定
平成21年6月8日伺定
平成22年10月25日伺定
平成24年5月21日伺定
平成24年12月28日伺定
平成26年11月17日伺定
平成28年11月22日伺定
平成31年1月9日伺定
令和2年8月12日伺定
令和2年9月30日伺定
令和4年11月25日伺定

宮崎市建設工事競争入札参加資格事務処理要領

宮崎市建設工事指名競争入札参加資格審査事務処理要領（昭和56年4月10日伺定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱（昭和56年4月10日告示第90号）に基づく競争入札参加資格審査の事務処理は、この要領に定めるところによる。

(格付基準)

第2条 等級格付は、客観的要素の数値と主観的要素の数値とを合計したものを基準とする。

- 2 客観的要素の数値は、「建設業法第27条の23第3項の規定による経営事項審査の項目及び基準」(平成20年国土交通省告示第85号)及び「経営事項審査の事務取扱いについて」(平成20年国総建第269号)により行われる経営事項審査の総合数値によるものとする。
- 3 宮崎市内に本店を有する業者(以下、市内業者という。)の主観的要素の数値は、別表に掲げる評価項目ごとに定める点数を合計したものとする。ただし、主観点要素の合計点が0点未満になる場合は、0点とする。
- 4 宮崎県内に本店を有する業者(以下、県内業者という。)の主観的要素の数値は、別表に掲げる工事成績及び指名停止措置の状況の点数を合計したものとする。ただし、主観点要素の合計点が0点未満になる場合は、0点とする。

(等級格付等)

第3条 市内業者の業種別等級別の業者数を次の表のとおり定める。

等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事	管工事	水道施設工事	造園工事
A	60社	55社	20社	25社	25社	20社
B	55社	35社	20社	25社	25社	残
C	70社	残	残	残	残	
D	残					

- 2 前条の規定により算出された数値に基づき、上位から前項の業者数に達するまで順次当該等級へ格付けする。なお、各等級の最下位業者が複数の場合は、業者数を調整することができる。
- 3 県内業者の等級については、市内業者の各等級に応じた総合点数の範囲をもって定める。
- 4 次の各号に掲げる場合の等級は、第2項の規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 新たに該当する等級が前年に比して2等級以上上昇することとなる場合は、前年の等級の1等級上位の等級とし、2等級以上下降することとなる場合は、前年の等級の1等級下位の等級とする。
 - (2) 新規登録または過去2年登録のない業者が再登録をしようとする場合は、該当する等級の2等級下位の等級とする。

(3) 登録をしようとする年の前々年に登録があり、前年に登録がない場合は、該当する等級又は前々年の等級のいずれか低い等級とする。ただし、該当する等級が前々年に比して3等級上昇することとなる場合は、前々年の等級の1等級上位の等級とする。

附 則

- 1 この要領は、平成元年12月11日から施行する。
- 2 改正後の宮崎市建設工事指名競争入札参加資格事務処理要領の規定は、平成元年12月11日（以下「施行日」という。）以後の入札に係る参加資格について適用し、施行日前の入札に係る参加資格については、なお従前の例による。

附 則（平成3年12月1日伺定）

- 1 この要領は、平成3年12月1日から施行する。
- 2 改正後の宮崎市建設工事指名競争入札参加資格事務処理要領の規定は、平成3年12月1日（以下「施行日」という。）以後の入札に係る参加資格について適用し、施行日前の入札に係る参加資格については、なお従前の例による。

附 則（平成4年12月1日伺定）

- 1 この要領は、平成4年12月1日から施行する。
- 2 改正後の宮崎市建設工事指名競争入札参加資格事務処理要領の規定は、平成4年12月1日以後の入札に係る参加資格について適用し、同日前の入札に係る参加資格については、なお従前の例による。

附 則（平成7年11月30日伺定）

この要領は、平成7年12月1日から施行する。

附 則（平成9年7月1日伺定）

この要領は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日告示第91号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年7月1日伺定）

この要領は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成13年6月29日伺定）

この伺い定めは、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成14年6月27日伺定）

この伺い定めは、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成15年7月1日伺定）

この伺い定めは、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成19年6月25日伺定）

（施行期日）

1 この伺い定めは、平成19年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この伺い定めは、施行の日前に競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱第4条第5項の規定により申請書を提出した者で市長が特に必要と認めるものについての必要な経過措置は、市長が別に定める。

附 則（平成20年6月25日伺定）

この伺い定めは、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年6月8日伺定）

この伺い定めは、平成21年6月8日から施行する。ただし、第2条第3項第4号の改正規定は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成22年10月25日伺定）

1 この伺定は、平成22年10月25日から施行する。

2 改正後の第2条第3項の規定は、平成23年7月1日から適用する。

附 則（平成24年5月21日伺定）

この伺定は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成24年12月28日伺定）

この伺定は、平成25年1月4日から施行する。

附 則（平成26年11月17日伺定）

この伺定は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（平成28年11月22日伺定）

この伺定は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成31年1月9日伺定）

この伺定は、平成31年1月9日から施行する。

附 則（令和2年8月12日伺定）

この伺定は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和2年9月30日伺定）

この伺定は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和4年11月25日伺定）

この伺定は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

	評価項目	基準日	評価基準	点数上限																										
①	工事成績	格付を実施する年の前年度及び前々年度の2年間	<p>次表に掲げる成績評点の区分に応じ、同表に掲げる点数を加点する。この場合において、成績評点は次の算式により算定する。</p> <p>表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成績評点</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>85点以上</td><td>50点</td></tr> <tr><td>83点以上85点未満</td><td>45点</td></tr> <tr><td>81点以上83点未満</td><td>40点</td></tr> <tr><td>79点以上81点未満</td><td>35点</td></tr> <tr><td>77点以上79点未満</td><td>30点</td></tr> <tr><td>75点以上77点未満</td><td>25点</td></tr> <tr><td>73点以上75点未満</td><td>20点</td></tr> <tr><td>71点以上73点未満</td><td>15点</td></tr> <tr><td>69点以上71点未満</td><td>10点</td></tr> <tr><td>67点以上69点未満</td><td>5点</td></tr> <tr><td>65点以上67点未満</td><td>0点</td></tr> <tr><td>65点未満</td><td>-50点</td></tr> </tbody> </table> <p>算式＝ { (前年度の工事成績の平均点) + (前々年度の工事成績の平均点) } / 2</p> <p>※ 工事成績の平均点に1未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</p>	成績評点	点数	85点以上	50点	83点以上85点未満	45点	81点以上83点未満	40点	79点以上81点未満	35点	77点以上79点未満	30点	75点以上77点未満	25点	73点以上75点未満	20点	71点以上73点未満	15点	69点以上71点未満	10点	67点以上69点未満	5点	65点以上67点未満	0点	65点未満	-50点	50点
成績評点	点数																													
85点以上	50点																													
83点以上85点未満	45点																													
81点以上83点未満	40点																													
79点以上81点未満	35点																													
77点以上79点未満	30点																													
75点以上77点未満	25点																													
73点以上75点未満	20点																													
71点以上73点未満	15点																													
69点以上71点未満	10点																													
67点以上69点未満	5点																													
65点以上67点未満	0点																													
65点未満	-50点																													
②	指名停止措置の状況	格付を実施する年の前年度	<p>宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年告示第198号）に基づき、格付を行う年の前年度に指名停止を受けた者について、次の算式によって算定した点数を減点する。</p> <p>算式＝指名停止期間の合計月数×10点</p> <p>※ 合計月数について、1月未満の端数は切り上げる。</p>	-																										
③	障がい者雇用の状況	格付を実施する年の前年6月1日時点	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく法定雇用率を達成し、同法第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告を行っている場合、15点を加点する。</p>	15点																										
		格付を実施する年の1月31日時点	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がない事業者で、障がい者を雇用している場合、15点を加点する。</p>																											
④	I S O等の取得状況	格付を実施する	次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定	20点																										

	況	年の1月31日時点	める点数を加点する。 (1) ISO9000シリーズを取得している場合 15点 (2) ISO14001又はエコアクション21のいずれかを取得している場合 10点 (3) ISO14001又はエコアクション21を取得していないときで、かつ、みやぎエコアクションを取得している場合 5点 次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める点数を加点する。	
⑤	宮崎市消防団協力事業所の認定及び宮崎市消防団員の所属の状況	格付を実施する年の1月31日時点	次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める点数を加点する。 (1) 宮崎市消防団協力事業所表示制度実施要項（平成21年11月1日伺定）第4条第1項の規定に基づく宮崎市消防団協力事業所の認定を受けている場合 15点 (2) 宮崎市消防団協力事業所の認定を受けていない場合で、従業員が宮崎市消防団員に所属しているときは、1名の場合5点、2名以上の場合は10点を加点する。	15点
⑥	若年者雇用の状況	格付を実施する年の1月31日時点	35歳以下の者を雇用している場合、1名につき5点を加点する。	10点
⑦	防災・災害時の活動への協力	格付を行う年の前年度	次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める点数を加点する。 (1) 宮崎市が主催する防災施策に協力した場合 5点 (2) 次に掲げるいずれかの活動を行った場合 15点 ア 防災の目的で宮崎市と年間業務委託を締結した水門委託操作（締結している団体に加入し実際に業務に従事する場合を含む。） イ 風水害等による緊急の対応 ウ 鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時の対応	20点
⑧	保護観察対象者等協力雇用主	格付を実施する年の1月31日時点	法務省宮崎保護観察所の協力雇用主に登録している場合及び保護観察対象者等を雇用している場合に各5点を加点する。	10点
⑨	地域貢献活動	格付を実施する年の1月31日から過去2年の間	地域貢献活動の一環としてボランティア活動等を行った場合、1回の活動で5点、2回以上の活動で10点を加点する。ただし、自社のみで独自に行った場合を除く。	10点